

平成 29 年 12 月 25 日 第 4 回 東京都空き家対策連絡協議会

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用
のためのガイドライン」 要点解説

東京司法書士会

1. はじめに

東京司法書士会 会長 野中 政志

2. ガイドライン要点解説

東京司法書士会空き家等問題対策委員会 委員 安齋 忍

3. 結語 ～2月19日（月）東京司法書士会研修のご案内～

東京司法書士会空き家等問題対策委員会 委員長 大竹 由美子

4. 質疑応答

東京司法書士会副会長 山崎 晃

1. 空き家問題の出口と道すじ

2. 所有者特定の作業

2-1 登記の有無

(1) 建物の特定

- ・ 一筆土地上の複数建物

(2) 未登記建物

- ・ 土地または隣接建物の登記簿の調査
- ・ 資産税務部門との連携

2-2 登記簿の読み込み

(1) 表題部の読み込み

- ・ 床面積、構造に関する表題登記変更登記未了

(2) 権利部の読み込み

- ・ 閉鎖登記簿の調査

2-3 相続登記未了

(1) 戸籍調査

- ・ 住居表示実施の前か後か、除住民票が生命線

(2) 法定相続人の把握

- ・ 所有権共有持分の計算

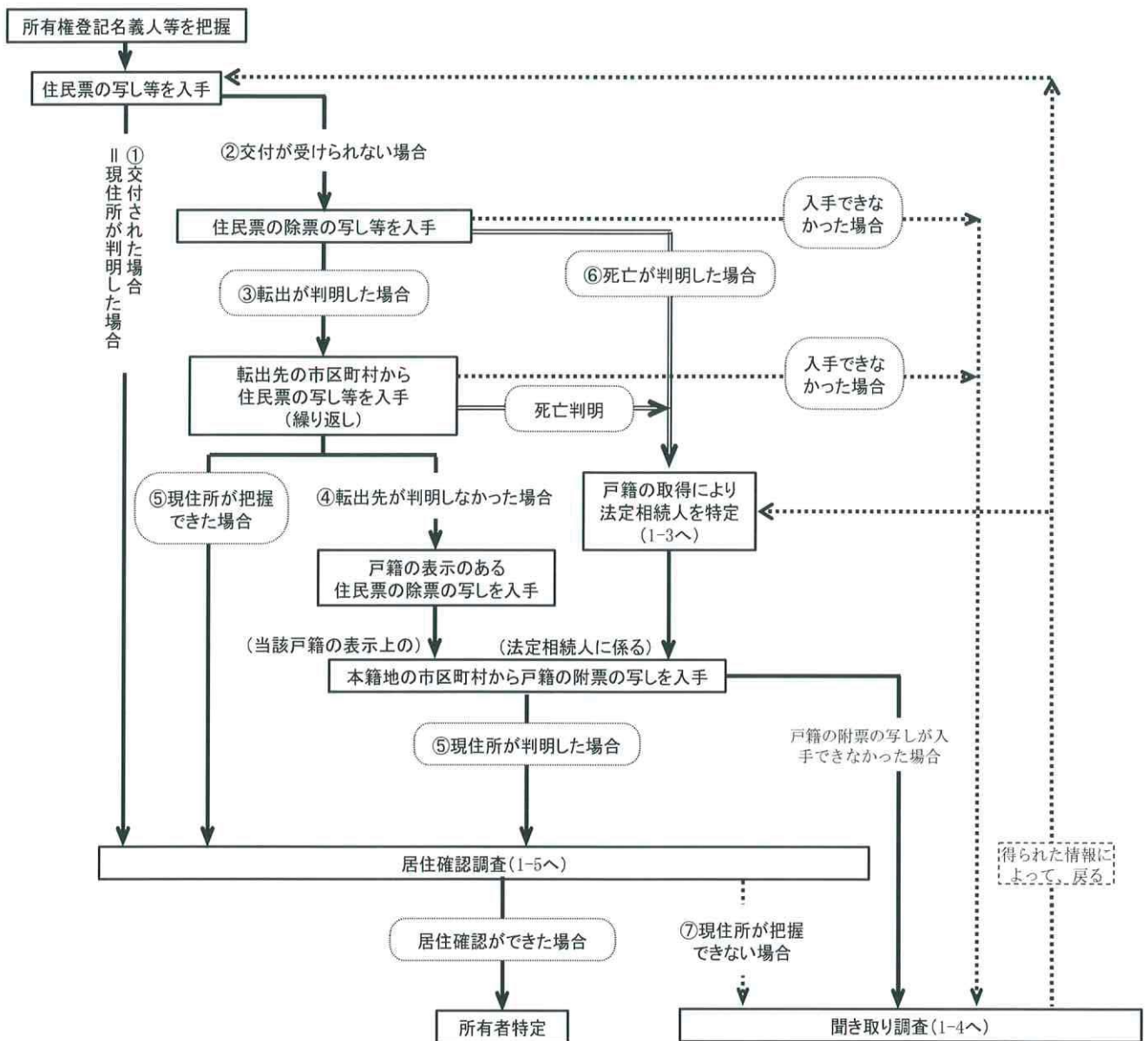


図 1-8 : 住民票の写し等や戸籍の附票の写しによる所有者特定のフロー

① 登記記録に記録された所有権登記名義人等の住所と住民票の写し等の住所が一致した場合

住民票の写し等が交付されることにより、書面上での土地所有者の氏名及び住所が判明したことになります。その場合は、居住確認調査（1-5）を経て、土地所有者の特定に至ります。

② 登記記録に記録された所有権登記名義人等の住所と住民票の写し等の住所が一致しない場合、又は所有権登記名義人等に係る住民票の写し等の交付が受けられない場合

請求をした対象者が転出又は死亡している場合には、住民票は既に削除されて

(6) 登記事項証明書の確認後の対応

現場で対応することの多い土地の状況としては、以下があり、その状況の把握と解決方法については、第3章で紹介しています。

	土地の状況	登記事項証明書での所有権登記名義人等の記載等 土地の状況の確認方法	関連 記載
所有権登記名義人等から所有権が移転等している土地	所有権について時効取得を主張することができる土地	所有権について時効取得を主張することができる状態(取得時効が完成して時効を援用できる状態又は既に時効を援用した状態をいう。以下同じ。)であるにもかかわらず、取得時効を援用せず、あるいは取得時効の援用による権利変動が登記記録に反映されていない場合。現地調査等により判明する。	3-1
	相続に伴う登記手続が一代又は数代にわたりされていない土地	所有者情報を調査した結果、相続が発生しており、その次の代又は複数の代の相続人が所有している場合。例えば、登記事項証明書では、表題部の登記の日付(表題部のみ登記されている場合)又は権利部の受付年月日が古いときは、所有権登記名義人等の住民票の写し等を取得することにより相続の有無等を確認する。	3-2
	所有権登記名義人等やその相続人が外国に在住している土地	登記記録に記録されている住所が外国である場合のほか、登記記録に記録されている住所から外国に転出等している場合等。後者の場合には、所有権登記名義人等又は相続人の住民票の除票の写しを取得して外国への転出が判明する。	3-3
	解散等をした法人が所有権登記名義人等となっている土地	所有権登記名義人等が法人である場合には、当該法人の法人登記により解散を確認する。取締役等が長らく変更されていない場合は活動が停止されている可能性が高い。	3-4
歴史的な経緯等により名義が特殊な土地	町内会又は部落会を所有権登記名義人等とする登記がされている土地	登記事項証明書の権利部の所有者の欄に「A町内会」、「A部落会」と記録されている。	3-5
	記名共有地	登記事項証明書の表題部の所有者の欄に「A外〇名」と記録されている。	3-6
	共有惣代地	登記事項証明書の表題部の所有者の欄に「共有惣代A」、「共有惣代A外〇名」と記録されている。	3-7
	字持地	登記事項証明書の表題部の所有者の欄に「大字A」、「字A」と記録されている。	3-8
	表題部のみ登記がされている土地	登記事項証明書の表題部のみがあり、権利の登記がされていない土地(上記の土地の状況を除く。)	3-9
	未登記の土地	表題登記がされていない土地	3-10

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」
第1章から第7章までの概略

I 第1章 「一般的な所有者情報の調査方法」

(1) 地番の確定

- ・住宅地図・森林計画図・農地地図・公図等

(2) 公簿上の住所、氏名の確認

- ・登記情報（閉鎖登記情報、旧土地台帳）、森林簿、農地台帳等

(3) 所有者の所在、生死、法定相続人の調査

- ・住民票、住民票除票、附票、附票の除票、戸籍等による調査（図1-8：フロー）
- ・固定資産税情報
- ・相続人の特定
 - 相続放棄申述の有無の照会（利害関係人・相続開始地の家庭裁判所）
 - 遺産分割協議の有無の確認
- * 登記上の住所
 - 昭和32年4月1日以降は住所証明書の添付（旧不登法施行細則の改正）
- * 住民票の除票、附票の除票の保存期間5年

(4) 居住確認調査

- ・現地調査、郵便調査
- ・所在不明者に関する聞き取り調査

II 第2章 「個別制度の詳細」

(1) 不在者財産管理制度

所有者の所在・生死がわからない（法定代理人や財産管理人がいない）

- ・申立（利害関係人・検察官の申立、不在者の従来住所地又は居所地の家庭裁判所）
- ・不在者財産管理人
 - 候補者・事務と権限（管理）
 - 権限外行為の許可

* 予納金

(2) 失踪宣告制度

不在者の生死が7年間明らかでない

- ・申立（利害関係人の申立、不在者の従来住所地又は居所地の家庭裁判所）

- ・宣告の効果
不在の時から7年経過時に死亡したとみなされる（相続開始）

（3）相続財産管理制度

- 相続人がいない・相続人全員が相続放棄をしている
- ・申立（利害関係人・検察官の申立、被相続人の死亡時の住所地の家庭裁判所）
 - ・相続財産管理人
候補者・事務と権限（管理、弁済、国庫帰属）
権限外行為の許可
 - ・予納金（不在者財産管理制度と同様）

（4）訴訟等

- ・占有者による時効取得
 - ・相続人多数（数次相続）
相続放棄
相続分譲渡
遺産分割調停
 - ・共有物分割請求
- * 手続の遂行者

（5）土地収用法による不明裁決

- ・土地所有者等の氏名又は住所を知ることができない（その他土地の権利帰属に争いがある、分割協議が整わない、境界について争いがある）場合等
- * 財産管理制度利用との関係
コスト、効率等の勘案による選択

（6）認可地縁団体所有不動産に係る登記の特例

- ・町内会、自治体所有不動産の名義
平成3年以前 代表者個人名義又は構成員全員の共有名義
平成3年以後 市町村長の認可を受けた認可地縁団体の名義にすることが可能
- ・個人名義の不動産の所有者が不明
法定の要件の充足・市町村長による公告等の一定の手続
認可地縁団体の単独申請での所有権登記（平成26年地方自治法改正）

III 第3章 「土地の状況別の所有者情報調査の方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法」（名義が特殊な土地）

(1) 所有権登記名義人等やその相続人が外国在住である場合

- ・所有者情報の調査
- ・印鑑証明に代わる署名証明書
- ・行方不明の場合
不在者財産管理制度、不明裁決制度の利用

(2) 所有権登記名義人等が解散法人である場合

- ・法人登記情報、閉鎖登記情報の確認
- ・清算人の探索
- ・裁判所による清算人の選任

(3) 所有権登記名義人等が町内会又は部落会である場合

- ・ポツダム政令（「昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」（昭和22年政令第15号）
戦時体制強化目的の町内会等は解散
市町村に帰属

(4) 記名共有地（表題部の所有者が「A外〇名」となっている土地）、共有惣代地（表題部の所有者が「共有惣代A」、「共有惣代A外〇名」となっている土地）である場合

- ・集落等により所有、管理されていた土地
- ・所有者（相続人）の探索
財産管理制度
不明裁決
入会林野等に係る登記特則
認可地縁団体所有不動産に関する特例
Aに対する所有権確認訴訟による所有権保存登記（平成10年3月20日付け民三第552号法務省民事局民事第三課長通知）

(5) 字持地（表題部の所有者が「大字A」、「字A」となっている土地）である場合

- ・財産区名義に登記
- ・ポツダム政令

(6) 表題部のみ登記されている土地、未登記の土地

IV 第4章 「事業別の所有者情報の調査方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法」

(1) 社会資本整備

用地買収事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業

- ・所有者情報の調査
- ・用地買収事業
 - 財産管理制度
 - 不明採決
- ・土地区画整理事業、市街地再開発事業
 - 公告による仮換地指定、権利変換計画
 - 換地処分、権利変換による権利確保

(2) 農用地活用

農地を取得したい者の調査

- ・物件情報（農地ナビ、農地台帳）
- ・所有者情報の調査（限界あり）
- ・農業委員会、農地中間管理機構利用

農業委員会による遊休農地対策

- ・利用状況調査、所有者情報の調査、意向調査
- ・知事の裁定による農地中間管理機構の利用権取得
 - 過半の持分を有する者が確知できない場合においても公示、裁定
 - 補償金供託

農業経営基盤強化促進事業としての農地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）

- ・共有農地の過半数の同意による利用権の設定（5年以内の期間の利用権に限定）

(3) 土地改良

- ・所有者情報の調査
 - 県・市町村・土地改良区等による登記情報、住民票、戸籍等調査
- ・事業参加資格者の3分の2以上の同意で、事業計画決定

(4) 森林整備・路網整備

- ・県・市町村による所有者情報の調査
 - 森林簿、保安林、林地所有者台帳、登記情報、住民票、戸籍
- ・森林組合による所有者情報の調査（限界あり）
- ・共有地の森林の整備

管理行為（間伐）は過半数の同意

処分行為（主伐・間伐材の処分）は全員の同意

都道府県知事の裁定により確知できない共有者の立木の持分及び土地の使用権を確知共有者が取得一伐採、造林が可能（平成28年5月森林法改正法—平成29年4月施行）

・間伐・路網整備

所有者が同意しない場合・確知できない者がいる場合、都道府県知事の裁定により、間伐木の所有権及び土地の使用権を施業代行者が取得

・分収林契約の変更

契約当事者全員の合意がなくても（所在不明含む）、異議のある契約当事者の分収割合の合計が10分の1を超えないときは、契約条項の変更が可能（平成28年5月分収林特別措置法改正—平成29年4月施行）

*市町村による統一基準に基づく林地台帳の整備と情報提供

（平成28年5月森林法改正、平成31年4月から本格運用）

（5）地籍調査

・筆界確認のための立会

・所有者情報の調査

・所有者が所在不明

地積測量図等の客観的な資料による筆界確認

筆界未定

（6）公共性の高い民間事業

・所有者情報の調査

限界あり

・認定事業

（7）代位登記

・用地買収による登記

・前提となる登記（名義人の表示変更、相続登記）を代位して行う

V 第5章 東日本大震災の被災地における用地取得加速化の取組

（1）負担軽減のための取組

・権利者調査や登記業務の外注

・司法書士の市町村への駐在

・登記情報の共有

(2) 財産管理制度の活用

- ・財産管理人候補者の確保
- ・手続に関する柔軟な対応

(3) 土地収用制度の活用

- ・特例制度の創設

VI 第6章所有者の探索や制度活用に係る費用と相談窓口等について

(1) 専門家に依頼できる業務内容

- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、不動産鑑定士等

VII 第7章 所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取組

(1) 相続登記の促進

- ・死亡届受理時の対応
- ・相談窓口の設置と法務局との連携

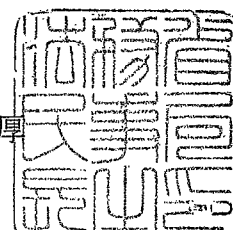
(2) 情報の共有

- ・所有者情報の活用
- ・農地、森林に係る情報共有

法務省民制第70号
平成29年9月13日

日本司法書士会連合会会長 今川 嘉典 殿

法務省民事局長 小野瀬 厚



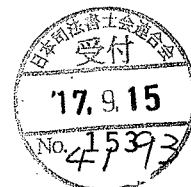
財産管理制度の活用に関する協力について（依頼）

所有者を特定したり、その所在を把握したりすることが困難な、いわゆる所有者不明土地は、近年、公共事業の用地取得や、農地の集約化、森林の適正な管理を始め様々な分野で問題となっており、当省としても、関係省庁と連携し、対応しているところです。

所有者不明土地問題に対する対応策の一つとして、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度（以下「財産管理制度」といいます。）の活用が挙げられており、平成29年3月に国土交通省が公表した「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第2版）」においても、「地方公共団体における財産管理制度の活用」が紹介されていることなどから、今後、地方公共団体による財産管理制度の活用の増加が見込まれます。

つきましては、財産管理制度の円滑な活用に向けて、財産管理人の候補者の確保等について、引き続き、御協力をお願いします。

なお、日本弁護士連合会に対しても、本日付けで当職から、同旨の依頼文書を発出したことを申し添えます。



（2）司法書士

各地の司法書士会では、各種相談に応じるための相談窓口を設置しています（表6-3）。例えば、上記の業務内容や費用に関する相談や、所有者探索や各種制度に関する紹介のほか、死亡届が提出された際の、その他必要となる届出に関する相談など、一般の方のみならず、地方自治体や農業委員会、森林組合からの相談も受け付けています。また、市民の司法アクセスの機会をより充実させるために、全国各地の司法書士会に総合相談センターを設置しています。

(http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/center_list.html)

ここでは司法書士会の連絡先を紹介します。なお、対応可能な相談内容や全国司法書士総合相談センターに関する最新情報は、事前に各司法書士会に確認してください。

なお、本ガイドラインに関する相談は無料で受け付けています。また、不定期ではありますが、年に数回無料相談会が開催される場合もありますので、司法書士会にお問い合わせください。

<参考>

これまでに法務局・司法書士会・土地家屋調査士会へ寄せられた質問事項の例：

- ・被相続人が外国人であって、相続人を特定できない場合、どのように対処すればよいか。
- ・地番の存在しない位置（無番地）にある建物及び土地の所有権は誰がもっているのか。
- ・全ての相続権者が相続放棄をした場合、どうなるのか。
- ・相続人不存在となっている建物の庭から草木が隣家へ越境しており問題となっている。この場合、市はどこに是正を頼めばよいか。

表 6-3: 司法書士会一覧（2016年1月18日現在）

※1：財産管理人名簿を作成している司法書士会

※2：財産管理人名簿を家庭裁判所に提出している司法書士会

司法書士会名	〒	住所	電話	FAX	※1	※2
札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西13-4	011-281-3505	011-261-0115	○	○
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町21-13 桐朋会館内	0138-27-0726	0138-27-0721		
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町4	0166-51-9058	0166-51-5470	○	
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本1-2-4	0154-41-8332	0154-42-8643		
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島3-5-16	017-776-8398	017-774-7156		
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通2-12-18	019-622-3372	019-653-2427	○	○
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町8-1	022-263-6755	022-263-6756	○	
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王6-3-4	018-824-0187	018-824-0196		
山形県司法書士会	990-0021	山形県山形市小白川町1-16-26	023-623-7054	023-624-8078		

司法書士会名	〒	住所	電話	F A X	※ 1	※ 2
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502	024-531-1271	○	
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111	029-225-2545		
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122	028-614-1155	○	○
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763	027-221-8207		
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861	048-864-2921	○	
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666	043-247-3998		
東京司法書士会	160-0003	新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 2 F	03-3353-9191	03-3353-9239		
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372	045-641-1371	○	○
新潟県司法書士会	950-0911	新潟市中央区笹口 1-11-15	025-244-5121	025-244-5122		
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポ ワール神通 3 F	076-431-9332	076-431-0010		
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070	076-291-4285	○	
福井県司法書士会	910-0005	福井市大手三丁目 3-15-12 フェ ニックスビル 5 F	0776-30-0001	0776-30-0002		
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900	055-251-1677		
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492	026-232-6699	○	○
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568	058-245-2327	○	○
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3700	054-289-3702	○	○
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683	052-683-6288		
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171	059-224-5058	○	○
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会 館 2 F	077-525-1093	077-522-1396	○	○
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5- 232-1	075-241-2666	075-222-0466	○	○
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351	06-6941-7767	○	○
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554	078-341-6567		
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677	0742-22-6678		
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568	073-422-4269	○	○
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013	0857-24-6081		
島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402	0852-31-0200		
岡山県司法書士会	700-0023	岡山市北区駅前町 2-2-12	086-226-0470	086-225-9004		
広島県司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345	082-223-4382		
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220	083-921-0475		
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865	088-622-1896	○	

司法書士会名	〒	住所	電話	F A X	※ 1	※ 2
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701	087-821-5879	○	
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065	089-945-1914		
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 1-6-32	088-825-3131	088-824-6919	○	
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721	092-714-4234		
佐賀県司法書士会	840-0843	佐賀市川原町 2-36	0952-29-0626	0952-29-5887		
長崎県司法書士会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル 8F	095-823-4777	095-823-4662	○	
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889	096-363-1359		
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579	097-532-3560	○	○
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538	0985-28-8537		
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル 3F	099-256-0335	099-250-0463		
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526	098-861-7758	○	

所有者不明土地問題に関する 民事基本法の特例について

法務省民事局

財産管理制度に係る民法の特例

□ 背景・必要性

- ・ いわゆる所有者不明土地問題に対する対応策として、民法の不在者財産管理制度、相続財産管理制度が活用されている
- ・ 地方公共団体は、公共事業のために用地取得をしようとする場合には、家庭裁判所に財産管理人の選任を申し立てることができる と解釈されている
- ・ しかし、公共事業のための用地取得の場合以外についても、地方公共団体が、所有者不明土地の管理を行う必要性がある場合があるとの指摘

➤ 指定都市市長会「所有者不明土地対策の推進に関する提言」（平成29年5月23日）

「管理が不適切な所有者不明土地は、地域の良好な生活環境を維持する責務があり、地域住民の声を聞く立場にもある地方公共団体が適切に管理すべきであるほか、公共事業等で土地を取得する場合においても、地方公共団体を公益の代表としての申立権者と明確に位置づけ、柔軟な運用を可能にすべきである。」

□ 民法の特例の内容

地方公共団体の長等は、所有者不明土地の適切な管理のために特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に財産管理人の選任申立て等を行うことができることとする

□ 効果

所有者不明土地の適切な管理に寄与

長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

□ 背景・必要性

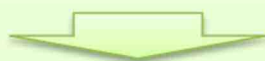
- ・長期間相続登記がされていないことが所有者不明土地の要因の一つとの指摘
- ・公共事業の用地取得等において、所有者探索の負担が大きいとの指摘

➤ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）

「長期間相続登記が未了となっている土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。」

□ 不動産登記法の特例の内容等

長期間相続登記が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進につなげる仕組みを創設



○ 登記官は、収用適格事業等の準備その他の目的のため所有者を探索する必要がある土地について、**所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない場合**、職権で、**長期相続登記等未了土地**（所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない土地をいう。）**である旨等を当該土地の登記に記録し**、その**所有権の登記名義人の相続人（※）**に対して**必要な登記手続の促し**をすることができることとする

○ 登記官は、上記の所有者を探索する必要がある土地について、必要な限度で、**地方公共団体の長その他の者に対し、必要な情報の提供を求める**ことができることとする

※ 調査結果である所有権の登記名義人の**法定相続人情報を登記所に備え付ける**

□ 効果

- ◆ 調査で判明した相続人本人に対する**直接的な相続登記の促し**
- ◆ 調査結果を相続登記申請時における添付書類として援用することを可能とし、**相続登記の申請人の手続負担を軽減**
- ◆ **事業実施主体の所有者探索のコスト削減、簡便化**（法定相続人情報を必要に応じて提供）



事業の円滑化・進展に寄与

空き家・所有者不明問題に関する研修会（案）

「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行から2年半が経過しました。そこで、立法者の山下貴司法務大臣政務官をお招きして、空家特措法に対する理解を深めるとともに、法務省の所有者不明問題の取組、相続登記推進、空き家問題解決の最大の障害である所有者調査の方法について、自治体職員と司法書士を対象として、下記のとおり研修会を行うことを企画いたします。

記

共 催：東京司法書士会 東京司法書士政治連盟（予定）

後 援：日本司法書士会連合会（予定）

日 時：平成30年2月19日（月） 午後1時から午後4時

会 場：日司連ホール（東京都新宿区四谷本塩町4番37号（司法書士会館地下1階）

参加費：無料

対 象：都内自治体の空き家問題対策ご担当者

東京司法書士会会員

内 容：第一部

講師：法務大臣政務官兼内閣府大臣政務官 山下貴司

空き家特措法の立法趣旨 解決にあたって自治体・司法書士に期待すること 法務省の所有者不明問題の取組 相続登記推進について
質疑・応答

委員会から：東京司法書士会における空き家問題対策の取り組みについて

自治体と支部の連携進捗状況

空き家協議会参加者意見交換での課題

第二部

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」の解説（国交省 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会作成）

講師：日本司法書士会連合会

所有者調査の具体例

質疑・応答

第三部

相談事例と解決方法の検討 意見交換